

新型コロナウイルスの対応について（第 23 報）

2021 年 4 月 2 日

仙台支店の在宅勤務の実施について

政府は大阪、兵庫および宮城の 1 府 2 県に、緊急事態宣言に準ずる措置を取る「まん延防止等重点措置」を、4 月 5 日から 5 月 5 日までの 1 ヶ月間適用することを決定しました。この政府の決定を受け、知事の判断で対象区域を絞ることが出来ますが、宮城県においては仙台市を指定しております。

当社は、今回の決定を受け、仙台支店において、業務等を継続することを前提とした在宅勤務を 4 月 5 日から 5 月 5 日までの 1 ヶ月間、実施することとします。

なお、やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。